

●●●●●●●● 税務署からの連絡事項 ●●●●●●●●

総務課

1 税理士業務の概況書の提出

税理士業務の概況書（令和3年4月1日現在）の提出にご協力いただきありがとうございます。

未提出の方につきましては、4月30日（金）までにご提出願います。

2 令和3年度租税教室の開催（別添1）

令和3年度の租税教室につきまして、オンラインによる開催も含め、各学校に対して、積極的な開催勧奨を実施しています。

別添1「租税教室開催実績・予定」のとおり、現時点で7校から開催希望をいただいています。

今後とも学校教育における租税教育の一層の充実のため、ご協力願います。

3 租税教育推進協議会定期総会

租税教育推進協議会の定期総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、5月中旬頃に開催方法（会議形式か書面決議か）の判断をする予定としております。

4 租税教育セミナーの開催見合せ

例年8月に開催している租税教育セミナーにつきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、昨年に引き続き、開催を見合わせることにしています。

管理運営部門

1 e-Taxの利用（代理送信含む）のお願い

所得税、法人税等各税の中告につきましては、代理送信を含め、e-Taxのご利用をよろしくお願いたします。

特に、法人税予定申告書、消費税中間申告書につきましては、簡単に作成して送信できますので、是非ご活用願います。

また、e-Tax送信後に添付資料を提出される場合は、送信日時、利用者識別番号及び受付番号が記載された「令和〇年分の申告書等送信票（兼送付書）」等を添付願います。

2 令和2年分の確定申告をされた方へ（別添2）

(1) 振替納税

所得税の振替日は令和3年5月31日（月）、個人の消費税の振替日は令和3年5月24日（月）となっております。

令和3年1月から、振替依頼書につきましては、e-Tax を使ってオンラインでも提出いただけますので、ご利用願います。

※ 振替納税利用者の納税者の提出先税務署を変更された場合は、確実に振替依頼書もしくは、振替納税継続依頼書の提出をお願いします。

(2) ダイレクト納付

源泉所得税の納付につきましては、ダイレクト納付が非常に便利です。

関与先をはじめ、税理士様方ご本人のご利用をお願いします。

また、平成30年1月より、複数口座のご登録も可能ですので、関与先で、既にダイレクト納付をご利用されている場合でも、口座の追加等のご希望がありましたら、お届けいただきますようお願いいたします。

令和3年1月から、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax を使ってオンラインで提出いただけます。

徴収部門

1 納付指導のお願い（別添3～5）

(1) 特例猶予を受けた方への納付指導

特例猶予の許可を受けた関与先に対し、猶予期間終了日までに納付されるよう、納付指導をお願いします。

なお、納付指導の結果、猶予期間の終了日までに納付できない事情がある場合は、お早めに税務署の徴収担当に相談するよう関与先への指導をお願いします。

※ 猶予期間の終了日は「納税猶予許可通知書」により確認してください。

(2) 新型コロナウイルスの影響により納付が困難な方への納付指導

特例猶予の対象は、令和3年2月1日までに納期限が到来する国税となっており、令和3年2月2日以降に納期限の到来する国税は、特例猶予の対象となりませんが、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、お早めに税務署の徴収担当に相談するよう関与先への指導をお願いします。

2 阿倍野税務署管内の納税者の納付相談（別添6）

納付相談等につきましては、通常、管轄税務署において行っているところですが、現在、阿倍野税務署には納付相談等を担当する徴収職員が常駐しておらず、天王寺税務署の徴収職員が、阿倍野税務署管内の納税者に対しても納付相談等の事務を担当し

ております。

阿倍野税務署管内の関与先において、納付相談等の必要がありましたら、天王寺税務署にて対応する旨ご周知いただき、下記専用電話に連絡するようにご指導願います。

※ 阿倍野税務署 徴収担当 専用電話 06-6628-0229
(天王寺税務署 徴収職員が応答します。)

個人課税部門

1 令和2年分確定申告期の申告書作成会場の従事状況

2 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付等の延長申請（別添7）

令和2年分の申告所得税、贈与税及び個人消費税の申告・納期限が令和3年4月15日（木）まで延長されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとなります。

その場合には「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出する必要があります。

令和元年分確定申告における個別指定による期限延長の取扱いでは、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する簡易な方法での申請が可能となっておりましたが、令和2年分につきましては、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に記載いただく必要があるため、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出する従来の方法になりましたので、ご留意願います。

3 令和2年分所得税等の確定申告の見直し確認

現在、提出された確定申告書の内容の見直し確認を、順次行っております。

確定申告書に税務代理権限証書の添付がない場合は、納税者の方に連絡を行いますので、ご留意願います。

なお、修正申告書や更正の請求書等の提出が必要となった場合は、是非、e-Taxのご利用をお願いします。

4 消費税の各種届出書の提出

新たに課税事業者となる場合や課税事業者該当しなくなる場合は、速やかにその旨の届出書の提出をお願いします。

なお、提出に当たっては、是非、e-Taxのご利用をお願いします。

法人課税部門

- ・ インボイス制度に係る事業者の登録申請（別添 8）

インボイス制度は、令和 5 年 10 月から導入され、令和 3 年 10 月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

なお、提出期限間際には、駆け込み的に大量の登録申請書が提出されることも想定されますので、可能な限り早期に、e-Tax を利用した申請をお願いします。

また、登録申請手続において、e-Tax による電子申請を行った申請者が希望される場合には、登録通知書についても、電子通知で受け取ることができます。

このため、適格請求書発行事業者の登録に当たっては、申請から通知までの手続がスムーズに行える e-Tax のご利用について、関与先に対する周知をよろしく申し上げます。

租税教室開催実績・予定

令和3年4月15日現在

区分	学校名	実績・予定					
		28	29	30	元	2	3 予定
小学校	大阪市立 五条小学校		○	○	○	○	
	大阪市立 大江小学校	○	○	○	○		○
	大阪市立 真田山小学校		○		○		
	大阪市立 生魂小学校		○	○	○		○
	大阪市立 聖和小学校	○	○	○	○		○
	大阪市立 天王寺小学校		○	○	○		
	大阪市立 桃陽小学校	○	○	○	○		○
	大阪市立 味原小学校	○	○	○	○	○	○
	計 8 校	4校	8校	7校	8校	2校	5校
中学校	学校名	実績・予定					
		28	29	30	元	2	3 予定
	大阪教育大学附属天王寺中学校			○			
	大阪市立 高津中学校						
	大阪市立 夕陽丘中学校			○	○		
	大阪市立 天王寺中学校			○	○		
	四天王寺中学校	○	○	○	○	○	○
	大阪星光学院中学校						
	明皇中学校						
	清風中学校			○	○		
	上宮中学校	○					
	計 9 校	2校	1校	5校	4校	1校	1校
高等学校	学校名	実績・予定					
		28	29	30	元	2	3 予定
	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎						
	大阪府立 高津高等学校				○	○	
	大阪府立 清水谷高等学校				○		
	大阪市立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	○	○	○	○		○
	大阪府立 夕陽丘高等学校						
	興國高等学校		○		○		
	四天王寺高等学校						
	上宮高等学校						
	清風高等学校						
	大阪星光学院高等学校						
	大阪夕陽丘学園高等学校						
	明星高等学校						
計 12 校	1校	2校	1校	4校	1校	1校	

区分	学校名	実績・予定					
		28	29	30	元	2	3 予定
専門学校	大阪市立環境科学研究所附設栄養専門学校						
	アイム・キンキ理容美容専門学校						
	日本医療秘書専門学校						
	大阪社会体育専門学校						
	天王寺経理専門学校						
	大阪情報コンピュータ専門学校						
	大阪赤十字看護専門学校						
	ル・トーア東亜美容専門学校						
	大阪国際福祉専門学校						
	大阪府医師会看護専門学校						
	大阪歯科衛生士専門学校	○					
	東朋高等専修学校						
	大阪電子専門学校						
	大阪府歯科医師会附属歯科衛生士専門学校						
	大阪デジタルテクノ専門学校						
	専修学校大阪YMCA学院						
	専修学校夕陽丘予備校						
	大阪自動車整備専門学校						
	建研美容専門学校西日本ヘアメイクカレッジ						
	大阪法律専門学校天王寺校						
	大阪IT会計専門学校天王寺校						
	専修学校クラーク高等学院天王寺校						
	大阪動物専門学校天王寺校						
計 23 校	1校	0校	0校	0校	0校	0校	
大学等	学校名	実績・予定					
		28	29	30	元	2	3 予定
	大阪夕陽丘学園短期大学						
	大阪教育大学(天王寺キャンパス)						
計 2 校	0校	0校	0校	0校	0校	0校	

※ 選学管理委員会とのコラボ授業 実施校 実施年度

令和2年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

納期限

振替日 (振替納税をご利用の方)

申告所得税及び
復興特別所得税

令和3年

4月15日(木)

令和3年

5月31日(月)

消費税及び
地方消費税
(個人事業者)

令和3年

4月15日(木)

令和3年

5月24日(月)

(注) 申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限は、令和3年5月31日(月)です。
なお、振替納税をご利用の方は、延納届出をした場合でも、上記振替日に納税額の全額が引落としされます。

振替納税を
ご利用の方へ

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

振替納税を
ご利用でない方へ

申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありませんので、裏面記載の納付方法等により納期限までに納付してください。

納付は ご自宅・オフィスにいなから納付できます!
キャッシュレスをご利用ください!

振替納税

初めての方は、納期限までに
振替依頼書のご提出を!

ダイレクト納付

e-Tax をご利用の方は是非!
ダイレクト納付利用届出書
のご提出を!

クレジットカード納付

インターネットバンキング

詳細は、裏面をご覧ください!

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、
e-Tax で提出できます! **NEW!** 令和3年1月から

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、金融機関届出印の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能となりました。 ※利用可能な金融機関については、国税庁HP(裏面参照)をご確認ください。

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから **1か月から1か月半程度** 時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について

振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号(下3桁の数字は「***」で表示しています)」をご確認ください。

便利な納付方法をご利用ください!

オススメ!
所得税・消費税の
申告書を毎年提出の方

振替納税(口座振替による納付)

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署又は金融機関へ「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」を納期限までにご提出ください。e-Taxによる提出も可能(R3.1~)です。

オススメ!
インターネットを
ご利用の方

クレジットカード納付

パソコンやスマホから「**国税クレジットカードお支払サイト**」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

オススメ!
e-Taxを
ご利用の方

ダイレクト納付

e-Taxにより、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

ご利用を初めて希望される方へ

所轄の税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、「**ダイレクト納付利用届出書**」をご提出ください。e-Taxによる提出も可能(R3.1~)です。

- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1か月程度(e-Tax提出の場合は1週間程度)かかりますので、早めの提出をお願いします。

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。

大阪国税局・税務署

コンビニ納付(QRコード)

パソコンやスマホから納付に必要な情報を「QRコード」として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニのレジで納付することができます。

- ◎ 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して端末に読み取らせることも可能です。

コンビニ各社の端末操作方法

【ローソン等の端末の操作】



1 各種番号をお持ちの方 / Loppi専用コードをお持ちの方 / 各種サービスメニュー

2 コードスキャン
スマートフォンやタブレットからQRコードを読み取り、画面に表示された「各種番号をお持ちの方」ボタンよりお支払いください。



【ファミリーマートの端末の操作】



1 代金支払い(コンビニでお支払い) / クレジット / 各種サービス / 子ケツ / スポーツ / ブリパイド / 国税の納付

2 画面に表示されたQRコードを読み取らせてください。



操作画面に従い、端末に納付用QRコードを読み取らせてください。

* QRコードはQRデンソーウェブの登録商標です。

金融機関の窓口での納付

金融機関で、現金にお持ちの納付書を添えて納付することができます。

詳細は、国税庁ホームページ「**国税の納付手続**」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



新型コロナウイルスの影響により特例猶予を受けられた方へ



納税の猶予期限にご注意ください

現在、特例猶予（「納税の猶予の特例」）を受けている方は、今後、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納付いただきますようお願いいたします。

※ 特例猶予期間の終了日までに納付できない場合は、他の猶予を受けられることがありますので、お早目に所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。

以下の注意点をご確認ください。

- ① 猶予期間の終了日は、先に送付しております「納税の猶予許可通知書」によりご確認ください。
- ② 納付に当たっては、猶予許可通知書送付時に同封した納付書等により、お近くの金融機関等で納付してください。
- ③ 猶予期間の終了日までに納付ができない場合は、延滞税がかかります。また、督促状の送付、納税コールセンターから電話することがありますので、ご了承ください。
- ④ 他の猶予を受けると延滞税が軽減されます。他の猶予を受けるためには、再度審査があり、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

国税の「納付手続」と「ご相談窓口」のご案内

① 国税の納付手続について お近くの金融機関等

納付方法の詳細については、国税庁ホームページ（国税の納付手続）をご覧ください、お近くの金融機関等（※）で納付してください。

（※）裏面の各種ご案内をご覧ください。

国税納付

検索

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>



② 猶予制度に関するご相談 所轄の税務署（徴収担当）

「猶予制度」の詳細については、国税庁ホームページ（納税が困難な方へ）をご覧ください、所轄の税務署にご相談ください。

国税猶予

検索

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



国税の納付手続について

特例猶予を受けられた納税者の皆様には、猶予の期限までに自ら納付していただく必要があります。次のとおり、簡単・便利な納付方法を用意しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、金融機関等で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

詳しくはこちら↓

- インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。
- 特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



今後、納期限が到来するものは、予納（あらかじめ納付）も可能です

- ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告等により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。
- 納付の日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



電子納税のご案内

詳しくはこちら↓

- 電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（国税の納付手続）をご覧ください。



QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

詳しくはこちら↓

- ご自宅などで、国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を「QRコード」として作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付することができます（**納付できる金額は30万円以下となります**）。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（コンビニ納付（QRコード））をご覧ください。





整理番号

財産収支状況書

令和 年 月 日

1 住所・氏名等

住所所在地		氏名称	
-------	--	-----	--

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
	円	円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他

現在納付可能資金額(A) 円 ※(A)は、申請書の③「現在納付可能資金額」欄へ転記

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区	分	見込金額
収入	売上、給与、報酬	円
	その他()	円
		円
① 収入合計		円
支出	仕入	円
	給与、役員給与	円
	家賃等	円
	諸経費	円
	借入返済	円
		円
	生活費(扶養親族 人)	円
② 支出合計		円
③ 納付可能基準額 (① - ②)		円

4 分割納付計画(B) ※分割納付金額は、3の③の欄を基に記載し、申請書⑤「納付計画」欄へ転記

月	分割納付金額	増減理由	納付積立金額
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円
月	円		円

【備考】

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	・		
	円	・		
	円	・		

(2) その他の財産の状況

不動産等		国債・株式等	
車両		その他(保険等)	

(3) 借入金・買掛金の状況

借入金等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

【財産収支状況書の記載方法】

猶予に当たり、この書類の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、作成が困難な場合は、口頭によりお伺いします。

ご不明な点がございましたら、所轄の税務署（徴収担当）にお気軽にご相談ください。

整理番号

収受印

財産収支状況書

令和〇年4月20日

1 住所・氏名等

住所所在地	〇〇市△△町××××	氏名称	国税 太郎
-------	------------	-----	-------

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		30,000円	0円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
東京銀行霞ヶ関支店	普通	100,000円	0円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転
		円	円	<input type="checkbox"/> 運転
現在納付可能資金額(A)		0円	0円	

現金、預貯金等の額のうち、すぐに納付できる額を記載してください。この金額を、「猶予申請書」の「③現在納付可能資金額」欄に記載してください。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
収入	
売上、給与、報酬	2,500,000円
その他()	円
① 収入合計	2,500,000円
支出	
仕入	1,200,000円
給与、役員給与	450,000円
家賃等	200,000円
諸経費	100,000円
借入返済	200,000円
生活費(扶養親族3人)	280,000円
② 支出合計	2,430,000円
③ 納付可能基準額(①-②)	★ 70,000円

今後の収入と支出の見込金額(1か月分)を記載してください

4 分割納付計画(B) ※分割納付金額は、3の②の欄を基に記載し、申請書⑤「納付計画」欄へ転記

月	分割納付金額	増減理由	納付積立金額
4月	0円	新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少が見込まれる。	
5月	0円	"	
6月	0円	"	
7月	0円	"	
8月	0円	"	
9月	40,000円	"	
10月	0円	備品(10万円)の買替えのため。	
11月	0円	新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少が見込まれる。	
12月	10,000円	"	
1月	80,000円	毎年、年始は売上が増加する。	
2月	70,000円		
3月	50,000円 +延滞税		

「③納付可能基準額(①-②)」欄で算出した金額(★)の金額を納付できない場合等は、その理由を記載してください。

(★)の金額を基に毎月の納付計画を定め、「猶予申請書」の「⑤納付計画」欄に転記します。分割納付金額の合計は、「猶予申請書」の「④猶予を受けようとする金額」と一致します。

「生活費」は、納税者が個人の場合のみ記載します。

「①収入合計」-「②支出合計」を記載してください。通常、毎月この金額(★)を納付していただくこととなりますが、「4 分割納付計画(B)」欄で、ご状況に応じた納付金額に変更することも可能です。

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A建設株式会社 東京都千代田区〇〇	1,000,000円	令和〇.5.31	売掛金	振込み
	円	・		
	円	・		

売掛金、不動産等の財産の状況や、銀行借入等の債務の状況を記載してください。

(2) その他の財産の状況

不動産等	自宅(〇〇市△△町)	国債・株式等	なし
車両	なし	その他(保険等)	事業所(〇〇市△△町)敷金

記載に代えて、財産等の状況が確認できる書類(売掛帳、借入明細等)の写しを添付いただいても構いません。

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
東京銀行霞ヶ関支店	10,000,000円	200,000円	令和〇年 5月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	自宅(〇〇市△△町)
	円	円	年 月	可・否	

新型コロナウイルスの影響により**国税の納付が困難な方へ**

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。**
（注）通常年8.8%→軽減後年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「**猶予申請書**」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は**e-Tax**をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

猶予制度の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください、所轄の税務署（徴収担当）にお電話でご相談ください。

詳細はこちら





整理番号

〔納税価〕の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		① 申請年月日 令和 年 月 日						
	氏名称			滞債日付印						
	法人番号			申請書番号						
				受理年月日						
納付すべき国税	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
			・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
			・			"		"		
			・			"		"		
			・			"		"		
	合計			イ	ロ	ハ	ニ	ホ		
②イ～ホの合計			円	③現在納付可能資金額			円	④猶予を受けようとする金額 (②-③)		円

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :

⑤ 納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円
	令和	円	令和	円	令和	円

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日
換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日

担保 有 担保財産の詳細又は 無 提供できない特別の事情

税理士署名 (電話番号 - -)
 税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄

100万円以下の場合	100万円超の場合
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に時間がかかる場合など、提出が困難なときは、口頭によりお伺いします。

納税 換価 の 猶 予 申 請 書

東京 税務署長殿

申請する猶予の種類や該当条項がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒××××-×××× 〇〇市△△町×-×-× 電話番号〇〇〇(△△△)×××× 携帯電話〇〇〇(△△△△)××××	① 申請年月日	令和〇年4月20日
	氏名称	国税 太郎	② 通達日付印	
	法人番号		申請番号	
			処理年月日	

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
令〇	消費税及び地方消費税	〇・3・31	250,000	—	要	—	—	(令和〇年分)
猶予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。								
合計			250,000					

②イ〜ホの合計 250,000 ③現在納付可能資金額 0 ④猶予を受けようとする金額 (②-③) 250,000

※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっており、売上が減少している。銀行借入(毎月20万円)も返済を猶予してもらっている。

取引先からの入金を全て国税の納付に充てた場合、事業の継続が困難になる。

猶予談当事実の詳細(納税の猶予の場合)：

「財産収支状況書」の「分割納付計画(B)」欄又は「収支の明細書」の「⑥分割納付金額(D)」欄の計画を記載してください。

すぐに納付計画を定めるのが難しい場合は、徴収担当職員にご相談ください。

年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額
令和〇. 4. 30	0円	令和〇. 8. 31	0円	令和〇. 12. 31	10,000円
令和〇. 5. 31	0円	令和〇. 9. 30	40,000円	令和△. 1. 31	80,000円
令和〇. 6. 30	0円	令和〇. 10. 31	0円	令和△. 2. 28	70,000円
令和〇. 7. 31	0円	令和〇. 11. 30	0円	令和△. 3. 31	50,000円 +延滞税

※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間 令和〇年4月20日から令和△年3月31日まで 12月間

※猶予期間の開始日は、①の申請年月日
ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由に換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限

猶予期間は1年以内です。状況に応じて、更に1年間猶予される場合があります。猶予期間がお分かりにならない場合は、徴収担当職員にお尋ねください。

担保 有 担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情

担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。
※ご不明な場合は徴収担当職員にご相談ください。

- ・書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
 - ・申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
 - ・審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。

国税を滞納すると…



国税を一時に納付できないときは、税務署で納付相談を受けています。納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。

督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。
 ※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの搜索を行う場合があります。

納付の相談がない、納付の約束が守られないなど
 納付の意思が認められないような場合は…



財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。
 ※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

※ 国税を一時に納付できない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

⇒ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

⇒ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

⇒ 納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

申請の手続など、詳しくは税務署(徴収担当)にご相談ください。

阿倍野税務署管内の納税者の皆様へ

○ 納税に関するご相談について

阿倍野税務署の納税に関する相談（徴収関係業務）につきましては、天王寺税務署 徴収部門で行っています（阿倍野税務署に、納付の相談を担当する職員は常駐していません）。

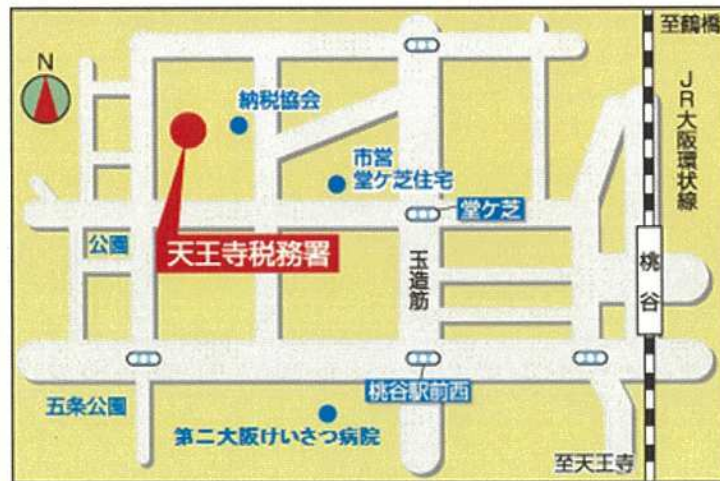
納税に関するご相談を希望される場合は、次の専用電話にご連絡ください（天王寺税務署 徴収部門の職員が応答します）。



◎天王寺税務署のご案内

〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号

☎ 06-6772-1281 代



※ ご不明な点がございましたら、「阿倍野税務署 徴収担当 専用電話」又は「天王寺税務署（徴収部門）」までお問い合わせください。

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続の具体的な方法

○ 「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載方法

_____ 税務署長 殿

令和__年__月__日

記 載 例

(〒 _____)

申請者 住 所 _____

(所在地) _____

(電話番号 _____)

氏 名 _____

(名 称) _____

法人番号 _____

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自令和__3年__2月__2日 _____ の影響により

至令和__年__月__日 _____ の新型コロナウイルス _____ により被害を受けましたので、下記のとおり、申告、

「至」には災害のやんだ日（申告書等と同時に申請書を提出する場合は申告書等の提出日）を記載してください。

各種会計ソフトを利用して e-Tax で提出する場合は修正不要です。

	申 請 内 容	法 定 期 限	申 請 期 限	※ 処 理
	所得税及び復興特別所得税の申告及び納付	令和 3年4月15日	令和 年 月 日	
	消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 3年4月15日	令和 年 月 日	
	贈与税の申告及び納付	令和 3年4月15日	令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	令和 年 月 日	

被災状況	<p>○月○日に医師から、○○病を患っており、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するおそれが高いため外出は控えるよう指示があった。</p> <p>申告に当たっては、必要書類である○○を取得する必要があったが、医師の指示に基づき外出を自粛していたため入手に時間を要し、期限までに申告・納付を行うことができなかった。</p>	<p>「申請期限」欄の記載方法</p> <p>申告書と同時に申請書を提出する場合は申告書の提出日を記載してください。</p> <p>申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。</p>
------	--	--

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から _____ 以内に申請してください。

2 ※印が付された欄の記入は要しません。

「被災状況」欄に、新型コロナウイルス感染症の影響により申告、納付等の期限の延長を申請する具体的な理由を記載してください。

※決裁	署 長 _____	副署長 _____	総務課長、 _____	
				通知 第 号・口頭・()

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象)	22,000円
(8%対象)	21,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T.1234...)
●年■月分	
■月▲日 割りばし	550円
■月▲日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
(課税事業者のみ登録可)
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(*)の保存等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10